

【資料編】

これだけでできる！ 実は難しくくない！

**外来・在宅ベースアップ評価料
～届出様式が簡素化されました～**

**届出様式作成の手引き
【令和6年9月改訂版】**

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみ
を届出する医療機関向け

厚生労働省 保険局医療課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

届出までの流れ

様式のダウンロード

様式の作成

保険医療機関コードや医療機関名など、
基本的な情報を記載します

シート①

シート②

別添 2 特掲診療料の施設基準に係る届出書
様式95 外来・在宅ベースアップ評価料
(I) の施設基準に係る届出書添付書類

初診料・再診料・訪問診療料の算定回数をも
とに、ベースアップ評価料で**算定できる点数**
を試算します

シート③

(参考) 賃金引き上げ計画書作成のための
計算シート

賃金改善額や賃金改善の方法を記載します

シート④

別添 (診療所) 賃金改善計画書

様式の提出

ベースアップ評価料届出様式のダウンロード方法

届出様式は、厚生労働省や地方厚生（支）局のウェブサイトからダウンロードできます。

厚生労働省

ベースアップ評価料特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



または

厚生労働省 ベースアップ評価料

検索



The screenshot shows the official website for the Base Up Evaluation Fee Submission Form. The page title is "ベースアップ評価料等について" (About Base Up Evaluation Fees, etc.). The main content area contains the following information:

- 職員（職員の賃金改善のためにベースアップ評価料を算定する医療機関・ステーションが増えています。ポイントが分かれば、届出は簡単です。ベースアップ評価料で、処遇改善のベースアップ！**
- 1. はじめてベースアップ評価料の届出を行う医療機関の皆さまへ**
- 2. 届出様式（医療機関用）**

A red arrow points to the "2. 届出様式（医療機関用）" section, which includes a link to the "ベースアップ評価料届出様式（Excel形式）" (Base Up Evaluation Fee Submission Form (Excel Format)).

様式95を入力する前に

賃金改善の対象職種

ベースアップ評価料の対象は、主として医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。）であり、以下に示すとおりです。専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行うものは含まれません。【項目4関連】

薬剤師

保健師

助産師

看護師

准看護師

看護補助者

理学療法士

作業療法士

視能訓練士

言語聴覚士

義肢装具士

歯科衛生士

歯科技工士

歯科業務補助者

診療放射線技師

診療工ックス線技師

臨床検査技師

衛生検査技師

臨床工学技士

管理栄養士

栄養士

精神保健福祉士

社会福祉士

介護福祉士

保育士

救急救命士

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師

柔道整復師

公認心理師

診療情報管理士

医師事務作業補助者

その他医療に従事する職員

（医師及び歯科医師を除く。）

参考シートを入力する前に【①対象職員の給与総額】

※ベースアップ評価料（Ⅱ）を届け出る予定がない場合、入力不要です

賃金改善対象職員の給与総額

下表の対象期間①の1月当たりの平均の対象職員の給与総額を確認してください。【項目3（1）関連】

対象職員の給与総額

賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上します。ただし、役員報酬は含めないでください。

届出を行う月 ※	算出を行う月	対象期間① (給与総額用)	算定開始月
3月～5月	3月	前年3月～2月	4月
6月～8月	6月	前年6月～5月	7月
9月～11月	9月	前年9月～8月	10月
12月～2月	12月	前年12月～11月	翌年1月

※ 新規の場合は、届出月の翌月からの算定が可能です。
月の最初の開庁日に届け出た場合には当月からの算定が可能です。（例えば、3～5月とあるのは、6月の最初の開庁日を含みます。）

参考シートを入力する前に【①対象職員の給与総額 ～基本給等総額との違い】

給与総額と基本給等総額

ベースアップ評価料における給与総額と基本給等総額は以下のように考えます。

例) 一般的な給与明細

スタッフに支払われる
給与・賞与のほかに、
法定福利費の事業主負
担分

=

給与
総額

基本給	住居手当
調整手当	家族手当
役職手当	通勤手当
資格手当	
その他決まって毎月支払われる手当	
超過勤務手当	休日勤務割増手当
夜勤手当	交代勤務手当
深夜割増手当	呼出手当
その他都度支払われる手当	
賞与	
法定福利費の事業主負担分	

基本給等総額

(= 基本給及び決まって
毎月支払われる手当)

役員報酬はこれらに含まれ
ません

参考シートを入力する前に【②算定回数の見込み】

外来・在宅ベースアップ評価料（I）等の算定回数の見込み

下表の対象期間②の1月当たりの平均の「初診料等」「再診料等」「訪問診療料（同一建物以外）」「訪問診療料（同一建物）」の算定回数を確認してください。【項目3（2）関連】

※初診料等には、初診料のほか、小児科外来診療料（初診時）・小児かかりつけ診療料（初診時）が含まれます

※再診料等には、再診料のほか、外来診療料・短期滞在手術等基本料「1」、小児科外来診療料（再診時）、外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料（再診時）、外来腫瘍化学療法診療料が含まれます。

届出を行う月 ※	算出を行う月	対象期間② (算定回数用)	算定開始月
3月～5月	3月	前年12月～2月	4月
6月～8月	6月	3月～5月	7月
9月～11月	9月	6月～8月	10月
12月～2月	12月	9月～11月	翌年1月

※ 新規の場合は、届出月の翌月からの算定が可能です。
月の最初の開庁日に届け出た場合には当月からの算定が可能です。（例えば、3～5月とあるのは、6月の最初の開庁日を含みます。）

計画書を入力する前に①

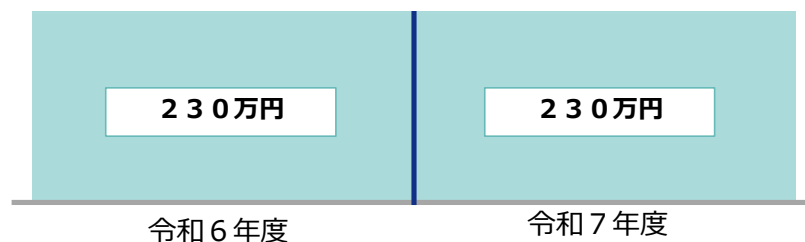
賃金引き上げ実施方法

ベースアップ評価料を算定した場合の賃上げへの配分方法について、以下の2つのパターンが考えられます。【項目I（1）関連】

【例：令和5年度の給与総額が1億円であった場合】（2年間のベースアップ評価料の算定額の見込み）

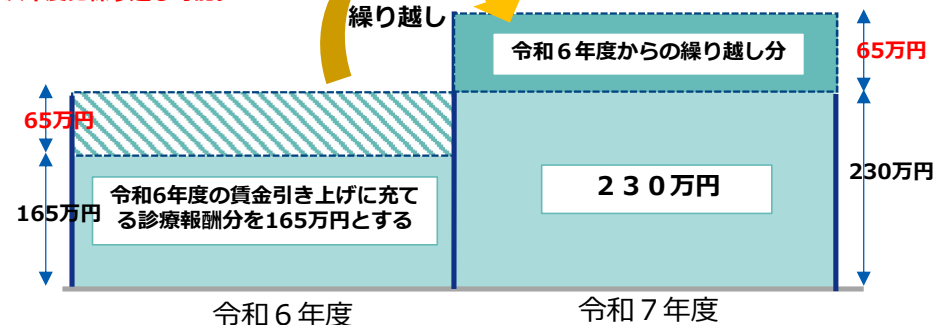
1億円×2.3%×2年間=460万円
(賃金の引き上げに充てる額)

(パターン1)
令和6年度にまとめて引き上げを行う配分方法
(一律の引き上げを行う配分方法)



(パターン2)
2年間で段階的に引き上げを行う配分方法

230万円 - 165万円 = 65万円を
次年度に繰り越し可能。



計画書を入力する前に②

ベースアップ評価料算定金額と賃金改善の関係

- ベースアップ評価料による算定金額（=収入）は全額をベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ）に充当する必要があります。
- すなわち、「全体の賃金改善の見込み額」 \geq 「算定金額の見込み」とする必要があります。
 - 令和6年度の算定金額の一部を、令和7年度の賃金の引き上げのために繰り越すことができます。その場合には、令和7年度には、繰り越した金額と、令和7年度の算定金額を合わせて、賃金改善に充当します。【項目Ⅲ－2 関連】

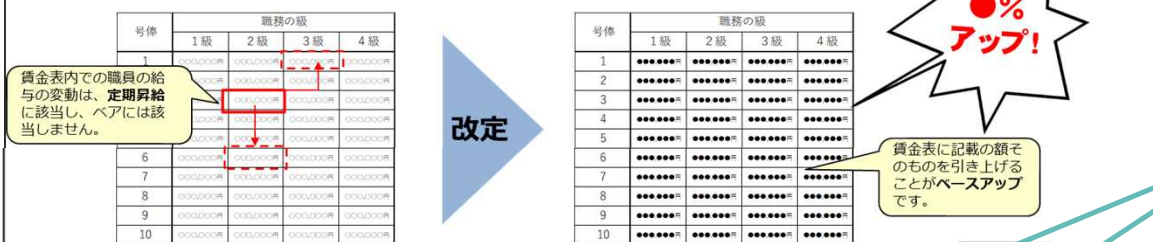
計画書を入力する前に③

ベースアップとは

- ベースアップに含まれるものは、賃金表の改定や、毎月支払われる手当の増額による昇給です。
- 勤続年数の増加や、昇進のために昇給した分は、ベースアップには含まれません。
また、超過勤務手当のように、一時的に支払われる手当の増加も、ベースアップには含まれません。

ベースアップの考え方

「ベースアップ（ベア）」とは、賃金表の改定等により賃金水準を引き上げることを行います。



賃金表がない場合

賃金表がない医療機関の場合は、給与規程や雇用契約に定める基本給等について、引き上げを行います。

なお、基本給等とは、決まって毎月支払われる給与や手当のことを指し、例えば、年俸制で1年に1回定められる額の1月当たり分もこれに該当します。

賃金表がない医療機関では、「ベースアップ評価料手当」を新設し、毎月決まった額を従来の基本給に上乗せして支給することも可能です。

ベースアップに含めることができるもの（例）

- 賃金表等の改定等による賃金水準の引上げ
- 給与規程や雇用契約に定める基本給の引上げ
- 毎月支払われる手当の増額・新設

これらに連動して引きあがる賞与分や時間外手当、事業主負担の増額分も含まれます。

ベースアップに含めることができないもの（例）

- 定期昇給など従来から予定されている基本給の引上げ
- 一時的に支払われる臨時手当の支給
- 特定の業務等に付随する手当の増額・新設

業績に連動して引き上がる賞与については対象外です

計画書を入力する前に④

ベースアップ評価料による賃金改善分に含めることができるのは以下の項目です

基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当） のベースアップによる引上げ分

基本給

※定期昇給による給与の引き上げのように、
従来から予定されている基本給の引き上げ
は、該当しません。

住居手当

調整手当

家族手当

役職手当

通勤手当

資格手当

※同じ職位の資格手当が以前よりも引き上がった
場合は該当します。単に昇格により個人の
資格手当が増加した場合は該当しません。

その他決まって毎月支払われる手当

「決まって毎月支払われる手当」として、例えば「ベースアップ評価手当」を新設し、毎月決まった額を従来の基本給に上乗せして支給することも可能です

以下のうち、基本給等の引上げに連動して 引き上がる部分※

賞与

※業績に連動して引き上がる賞与は対象外です

時間外手当

法定福利費等の事業主負担分

※給与の引き上げ分の16.5%として簡便に計算
することもできます。

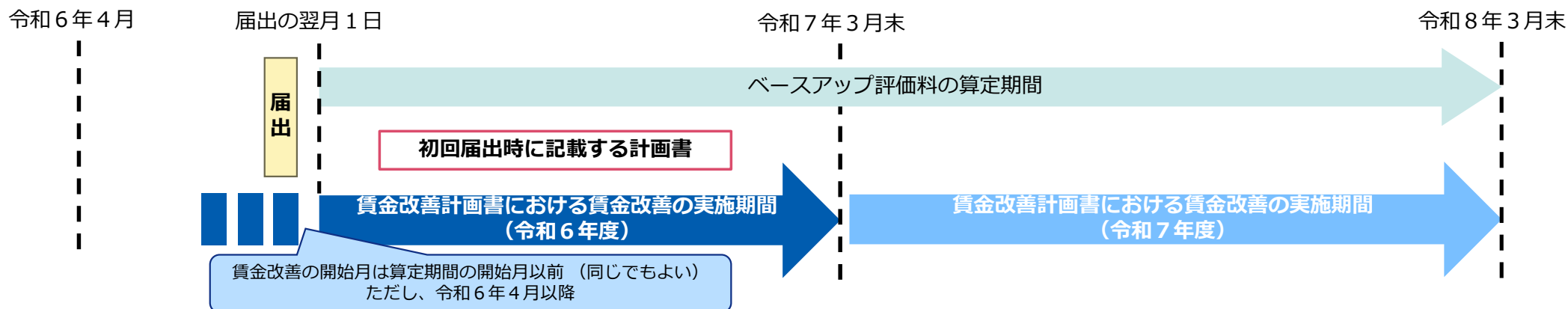
ベースアップ評価料による賃金改善分に含めることが
できないもの（例）

- 一時的に支払われる臨時手当の支給
- 特定の業務等に付随する手当の増額・新設
- 労働時間の増加に伴う時間外手当等の増額分

計画書を入力する前に⑤

賃金改善実施期間とベースアップ評価料算定期間

- ベースアップ評価料は、届出をした日の翌月1日（月の最初の開庁日に届出した場合は、当月1日）から算定が可能です。
- 賃金改善計画書において、賃金改善実施期間の開始月は、ベースアップ評価料算定期間の開始月以前に設定してください。ベースアップ評価料算定期間中は、常にベースアップによる賃金改善を実施する必要があります。【項目I（2）（3）関連】
- 令和6年4月以降に既に行った賃金改善は、ベースアップ評価料の算定開始以前であっても、賃金改善の見込額に含めることができます。
- 計画書は毎年度作成が必要ですので、賃金改善実施期間・ベースアップ評価料算定期間ともに、年度内の範囲で設定してください。（原則として、今年度末の令和7年3月とご記入ください。）【項目I（2）（3）関連】



【参考】ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツールの紹介

厚生労働省のベースアップ評価料特設ページでは、届出を支援するツールとして、ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツールを公開しています。

- 職員に対するベースアップにより、賞与や法定福利費部分を含めた支出がどれくらい増えるか、試算したい。
- ベースアップの金額を、ベースアップ評価料を算定することで得られる収入とのバランスを見ながら決めたい。
- 賃金改善計画書のどの欄にどの数字を入れれば良いかわからない。

こうした方は、必要に応じて、ツールを使ってみてください。ベースアップ評価料特設ページには、ツールのほか、ツールの使用方法の説明動画や資料も公開しています。

厚生労働省ベースアップ評価料特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

厚生労働省 ベースアップ評価料

検索



ベースアップ評価料等について

「令和6年度診療報酬改定における賃上げ」に係る医療機関・訪問看護ステーション向け特設ページです。医療機関・訪問看護ステーションの職員の賃金改善を診療報酬でバックアップしています。

職員の賃金改善のためにベースアップ評価料を算定する医療機関・ステーションが増えていきます。ポイントが分かれば、届出は簡単です。ベースアップ評価料で、処遇改善のベースアップ！



3. 届出のための説明動画・支援ツール（医療機関用）

ベースアップ評価料届出をサポートする説明動画、説明資料や支援ツールをご用意しました。（支援ツールを使わなくても届出は可能です。必要に応じて、ご活用ください。）

--- 中略 ---

ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツール

賃金改善計画書を作成するにあたって、どの数字を計画書のどこに記載すれば良いかわからない方、ベースアップ評価料による収入と賃金改善実施による支出のバランスを見ながら計画を考えたい方のためのツールです。

- ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツール(歯科) [362KB] [【UPDATED】](#)
- ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツール(歯科) [380KB] [【UPDATED】](#)

【説明動画】

- ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツールの使用方法 (歯科)
- ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツールの使用方法 (歯科)

【説明資料（PDF形式）】

- ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツールの使用方法(歯科) [10.1MB] [【UPDATED】](#)
- ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツールの使用方法(歯科) (詳細説明あり版) [4.0MB] [【UPDATED】](#)
- ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツールの使用方法(歯科) [10.5MB] [【UPDATED】](#)
- ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツールの使用方法(歯科) (詳細説明あり版) [4.0MB] [【UPDATED】](#)

届出様式の提出方法

電子メールでの届出のお願い

- 作成した様式は、医療機関がある地方厚生（支）局の都道府県事務所の専用メールアドレス（地方厚生（支）局のウェブサイトもしくは以下の「ベースアップ評価料特設ページ」をご覧ください）に Excel ファイルを提出することにより行ってください。メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合には、書面での提出も可能です。
- 添付する Excel ファイルのファイル名に医療機関コードを記載してください。
例) 9999999_ベースアップ評価料届出.xlsx
- メール本文にも、署名等により医療機関名及び連絡先を記載してください。

オンラインセミナー資料

令和6年度診療報酬改定と賃上げについて
～今考えていただきたいこと（病院・医科診療所の場合）～
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/01211794.pdf>



診療報酬改定説明資料

令和6年度診療報酬改定の概要【賃上げ・基本料等の引き上げ】
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001224801.pdf>



ベースアップ評価料特設ページ

ベースアップ評価料等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit suite/bunya/0000188411_00053.html



こちらもご覧ください